



水道課からのお知らせ

●受水槽の清掃はお済みですか？

水道メータから先の受水槽や給水設備の維持管理は、設置者または管理者が行うことになっています。

水道法では、受水槽の有効容量が10m³を超えるもののみ、管理状況の検査の受検を義務づけていますが、町では、安心して水を使用していただくために有効容量が10m³以下の小規模な受水槽についても自主的に1年に最低1回以上清掃するよう定めています。

まだ、受水槽の清掃がお済みでない方は、ぜひこの機会に点検・清掃をお願いします。

●漏水調査にご理解とご協力を！

本年度も昨年度に引き続き、公道部分ではなく各家庭に引き込んでいる給水管の漏水調査を実施しています。本年度は、富沢町・梅川町・大川町を対象としています。

調査は、町が委託した(株)管路診断が行います。受注者は町発行の身分証を携帯しております。訪問時の言動が疑わしい等不審な点がある場合、身分証をご確認ください。委託期間は11月中旬までの予定となっておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

●水道メータ取替工事について

法令に基づき有効期限が満期となる水道メータの交換を実施しています。

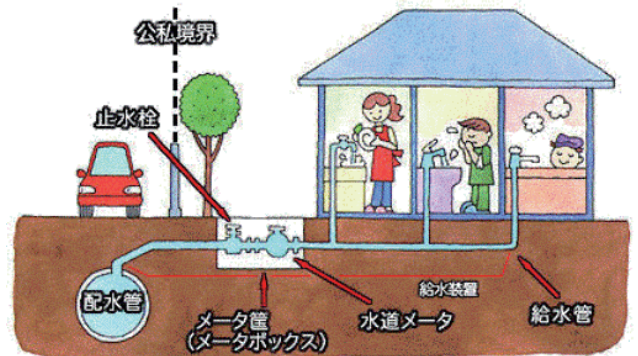
通常の交換に係る費用については、お客様の負担はありません。ただし、メータ設置後にその上に支障物件を設置したり、アスファルト舗装で止水栓を覆ってしまった場合など、特別な作業を必要とする場合にはお客様の負担となることがあります。

本年度のメータ取替工事は、(株)堀川管工設備工業、(株)関組、(有)石渡管工設備の3社が行います。受注者は町発行の身分証を携帯しております。訪問時の言動が疑わしい等不審な点がある場合、身分証をご確認下さい。工事期間は11月15日までの予定となっておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

●建物解体の際は『水道メータ』を返却してください！

『水道メータ』（建物の壁に設置しているメータ及び地下に埋設されているメータ本体）は、水道料金算定のために水道課が皆さんの各ご家庭に設置しているものです。水道を使用していた建物を解体する場合、水道課設置の『水道メータ』は水道課に返却しなければなりません。

最近、建物解体に伴い、水道メータの紛失や漏水の原因となる不適切な処理が発生しています。建物の解体を行う場合は、必ず「余市町指定給水装置工事業者」と相談し、水道メータの撤去・返却を依頼してください。



問合せ 水道課 ☎21-2130



第73回「社会を明るくする運動」

今年も本運動が7月1日（土）～7月31日（月）の1か月間、全国一斉に行われます。

青少年の健全育成を願って、余市町の関係団体の皆様が集会に参加します。集会では、小・中・高生の標語・作文の発表と表彰が行われます。

余市町が、犯罪や非行のない明るい社会になるよう願いを込めて、たくさんの方々の参加をお待ちしています。また、地域ごとの「ミニ集会」も例年どおり開催されますので、お誘い合わせのうえご参加ください。

●余市町住民集会

日時 7月14日（金）午後3時30分～

会場 中央公民館

●地区別のミニ集会

黒川地区・大川地区・沢町地区で7月中旬に開催されます。

日程については後日区会を通してご連絡する予定です。

問合せ 青少年対策室 ☎23-5745

※悩みごとは早めにご相談を！

青少年の相談 ☎23-5745 こどもの悩み相談 ☎23-7722